

商工三団体 ビジネス総合保険制度

感染症による休業補償のご案内

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】 休業ユニット（ワイドプラン）

「新型コロナウイルスの感染者が発生、消毒等の措置のため営業を休止した」などの事故により生じた

「休業損失」や「感染症対策費用」を補償します！

▼お支払いする保険金



休業による喪失利益



消毒費用



検査費用



予防費用

補償対象となる事由

- 対象施設が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと
- 対象施設が特定感染症または指定感染症※1の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと

特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

お支払いする保険金

支払事由	お支払いする保険金の内容	支払限度額
上記①の事由	営業が休止または阻害されたために生じた損失※2 (収益減少額×利益率+収益減少防止費用-支出を免れた経常費)	1事故につき500万円
	感染症対策費用(消毒費用・検査費用・予防費用)※3	1事故につき100万円
上記②の事由	定額 20万円※4	保険期間を通じて20万円

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいい、特定感染症を除きます。

※2 事由発生翌日からが補償の対象となります。てん補期間は14日を限度とします。

※3 事由が発生した日から起算して30日以内に生じた費用にかぎりま。

※4 上記1および上記2いずれにおいても保険金を支払う場合には、上記1の保険金支払額は上記2の保険金支払額を控除して算出します。

対象となる契約

2021年4月1日以降保険始期の
 商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)
ビジネス総合保険制度・休業ユニット(ワイドプラン)が対象となります。

補償のイメージ



ご注意

- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた特定感染症の発生は補償の対象外です。
- 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。
- 保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

サービス紹介(有料)

新型コロナウイルス対応 消毒サービス



従業員が罹患した場合の事業所の早期復旧、社会的イメージの悪化防止のため消毒サービスは関心が高まっています。リカバリープロ社はビジネス総合で物損害ユニット付帯時の被災設備修復サービスを委託している業者です。



0120-123-677

365日
受付対応

本社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜1-29-1

ご参考

経済産業省作成 業種別支援策リーフレット



飲食業向け
(他・8業種)



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまにご活用いただけるリーフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

<引受保険会社> 担当営業店



損害保険ジャパン株式会社

<お問い合わせ先> 取扱代理店

〒310-0836

茨城県水戸市元吉田町 2238-1

株式会社 おおぞら保険

TEL 029-297-7188

FAX 029-297-6676

【弊英文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます)

SJ20-15326 2021.2.18 (21020332) [504966] - 0100

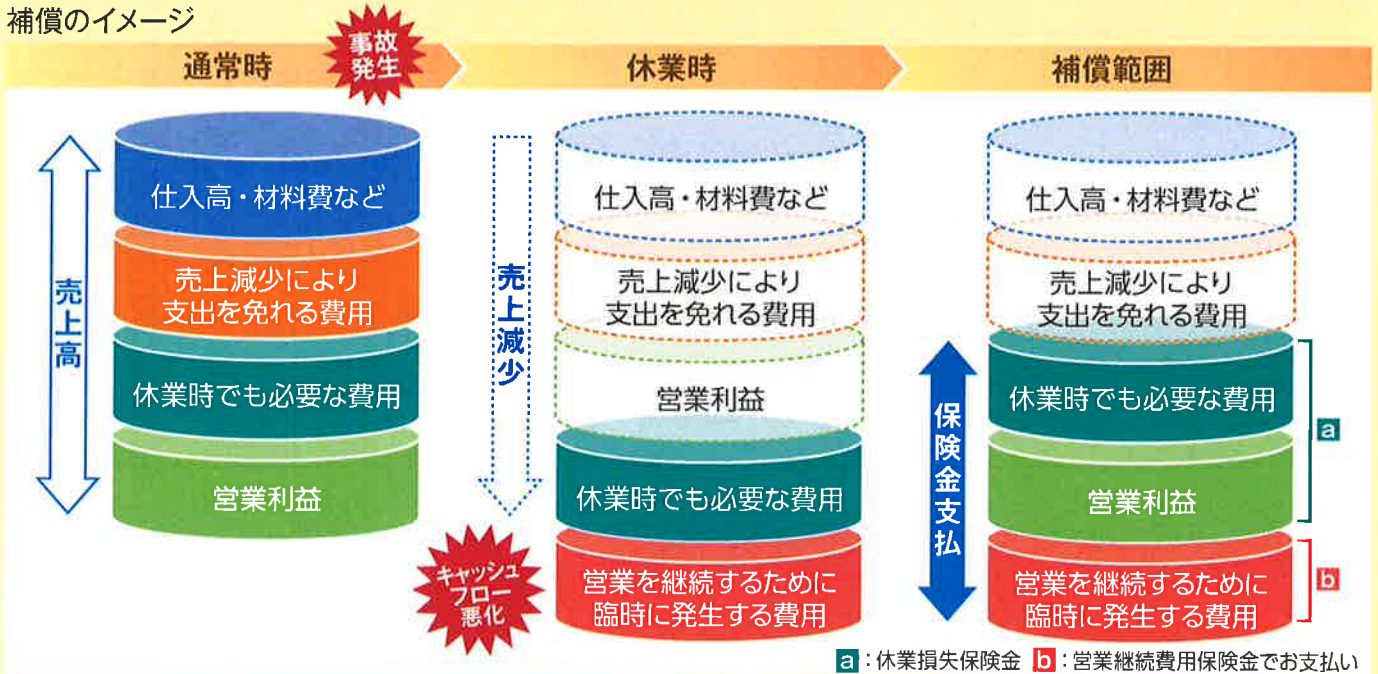
ビジネス総合保険制度

事業休業に備える補償のご案内

ビジネスマスター・プラス【事業活動総合保険】休業ユニット

火災、自然災害、その他偶然な事故により営業休止や操業停止となった場合の「休業損失」や「営業継続費用」を補償します。

補償のイメージ



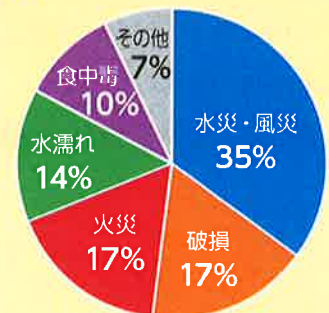
以下のような費用が補償されます。

休業時でも必要な費用	営業を継続するために臨時に発生する費用
<ul style="list-style-type: none"> ■ 人件費 ■ 地代・家賃 ■ 減価償却費 ■ 広告宣伝費 ■ 交通費 ■ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮設店舗・仮設工場の借用費用 ■ 移転費用 ■ 代替設備の賃貸費用 ■ 外部業者への委託費用 ■ 原材料の緊急輸送費用 ■ 緊急のために増加した残業代 ■ その他

■ 保険金お支払い事例

事故内容	休業期間
テナントとして入居している店舗で火災が発生	79日間
地盤面から冠水し、商品・設備・仕器の大半が破損	22日間
フロアの水濡れで営業できず	4日間
食中毒による営業休止	3日間
台風により停電が発生し休業	3日間
ガラス扉破損により休業	2日間

■ 事故原因件数割合



➡ 自然災害等、万が一の事故の際のキャッシュフロー対策の一つとしてご活用ください!

補償範囲

◎：ワイドプラン、エコノミープランともお支払い対象です。 ○：ワイドプランのみお支払い対象です。
 △：ネットワーク中断による休業損失等補償特約（オプション）をセットすることでお支払い対象となります。 ×：補償の対象となりません。

事故の種類	所在場所 保険の目的	建物内 設備・什器・ 商品・製品等	輸送中・一時持ち出し中 設備・什器等 商品・製品等	左記以外（野積みなど） 設備・什器等 商品・製品等		下記対象物件 b)からf)に 掲げる財物	お支払いする 保険金
◆火災・落雷・破裂・爆発 ◆建物外部からの物体の飛来など ◆給排水設備からの水ぬれなど ◆騒じょう、労働争議など		◎	◎	◎	◎	◎	A
◆風・ひょう・雪災		◎	◎	◎	×	◎	B
◆盗難		◎	◎	◎	×	◎	A
◆水災		◎	◎	×	×	◎	B
◆電気的事故・機械的事故 ◆その他の不測かつ突発的な事故		◎	◎	◎	×	◎	B
◆地震・噴火・津波	ビジネス総合保険制度ではお支払い対象とはなりません、[BCP地震補償保険]にて補償対象とすることが可能です。						

対象物件： a) 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等 b) 貴社が所有または占有する業務用建物
 c) 対象敷地内にある貴社が占有するa以外の財物 d) 対象敷地内に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
 e) 対象敷地内へ通じる袋小路、袋小路に面する建物など f) 供給者等の日本国内で占有する財物（ワイドプランのみ対象）

事由の種類	右記以外	物流業	お支払いする 保険金
◆対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・いっすい ◆対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態 ◆不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	◎	◎	B
◆不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	◎	×	B
◆不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中断	×	◎	B
◆対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生※1 ◆対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の 行政機関による対象施設の消毒その他の措置	◎	×	C
◆対象施設が特定感染症※2の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場 合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指示命令等に基づき、 対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと	◎	◎	D
◆対象施設が特定感染症または指定感染症※3の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染さ れた疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置の指 示命令等に基づき、対象施設に対して消毒、隔離その他の措置がなされたこと	◎	◎	E
◆サイバーインシデント、情報漏えいまたはそのおそれ、メディア不当行為、システム管理等に 起因した営業阻害事故	△	△	F

※1 保健所に届出のあったものにかぎります。
 ※2 次に掲げる感染症をいいます。エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
 ※ 下線の感染症は、2021年4月1日以降保険始期から新たに補償対象となる感染症です。
 ※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。特定感染症を除きます。


- A**：事故・事由発生当日から休業損失保険金、営業継続費用保険金をお支払いします。
- B**：休業損失保険金は事故・事由発生翌日から、営業継続費用保険金は事故・事由発生当日からお支払いします。
- C**：事由発生翌日から休業損失保険金をお支払いします。また、営業継続費用保険金はお支払いできません。
- D**：事由発生翌日から休業損失保険金をお支払いします（1事故あたり500万円限度、てん補期間14日限度）。
 営業継続費用費用保険金はお支払いできませんが、「消毒費用」「検査費用」「予防費用」をお支払いします（1事故あたり100万円限度）。
- E**：保険金20万円をお支払いします（保険期間中1回のみ）。※4
- F**：営業阻害事故が連続して3時間を超えて継続した場合のみ休業損失保険金、営業継続費用保険金をお支払いします。

※4 D、E双方の保険金を支払う場合には、Dの保険金支払額はEの保険金支払額を控除して算出します。

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

〈引受保険会社〉 担当営業店

 **損害保険ジャパン株式会社**

【寄集文書作成担当店】
 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820
 <受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始はご休みのとさせていただきます）

〈お問い合わせ先〉 取扱代理店

〒310-0836
 茨城県水戸市元吉田町 2238-1
株式会社 おおぞら保険
 TEL 029-297-7188
 FAX 029-297-6676

SJ20-12798 2021.2.18 (21020331) **504930** - 0200